

いじめ防止の基本方針

田原南部小学校

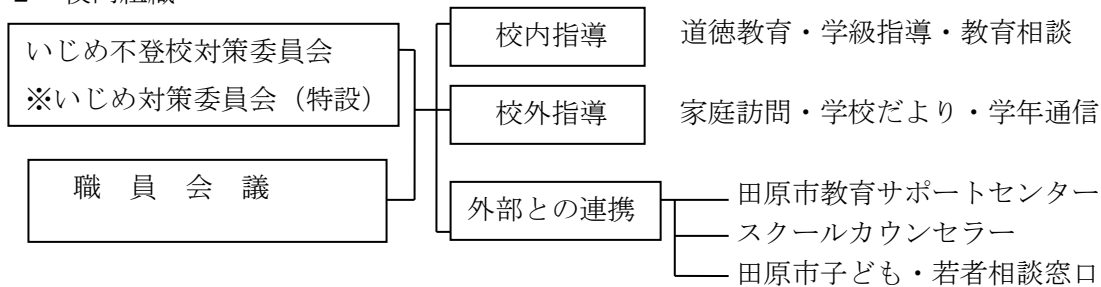
はじめに

いじめの防止は、学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

1 いじめ防止基本方針

「いじめは決して許されない」「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識のもと、教職員・保護者・地域・関係諸機関と連携をとりながら、協働して未然防止と解消に当たる。

2 校内組織



・いじめ不登校対策委員会・・・全職員による児童の共通理解の場

※いじめ対策委員会・・・校長・教頭・生徒指導担当・担任・養護教諭

3 具体的方策

(1) いじめの防止

- ・友だちのよさを認め、よりよい人間関係を築く。
- ・道徳や学級活動を中心に、全教育活動を通して、教師・児童・保護者のつながりを深め、豊かな心情と思いやりの心を育てる。

(2) いじめの早期発見

- ・けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識して指導にあたる。
- ・アンケートや相談活動を定期的に行い、児童の実態を把握する。
- ・いじめ不登校対策委員会を毎月行い、児童の実態並びに情報を全職員で共有する。

(3) いじめの対処と体制

- ・個人カルテ秘を利用し、全職員で共通理解を図りながら、特設のいじめ対策委員会を立ち上げて支援に当たる。
- ・いじめ解消後の再発防止に十分留意する。
- ・家庭との連携・相談をすすめながら、対応に当たる。

(4) 外部との協働体制

- ・田原市教育サポートセンター（適応指導教室・教育相談員）やSC、田原市子ども・若者相談窓口、スクールソーシャルワーカーとの連絡を密にして、情報収集や助言をもらう。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、市教育委員会に速やかに報告し、「重大事態対応フロー図」にもとづいて対応する。
- ・調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

<重大事態対応フロー図>

